

令和6年度第6回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時15分から午後4時
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2.3
3. 出席者 寺島会長 清水副会長 中川委員 坂巻委員 山下委員
4. 欠席者 上田委員
5. 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 鈴木主事
市民活動支援課 鈴木課長 渡邊主任主事
6. 申請団体 一般社団法人白井工業団地協議会（1名）
7. 傍聴者 なし（非公開）
8. 議題
議題1 高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定および答申について
議題2 白井市公民センターの指定管理者の候補者の選定および答申について
9. 議事

●事務局

それでは、皆様、お集まりいただきましたので、ただいまから令和6年度第6回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日のスケジュールは、次第に基づき二つの議題について審議し、16時30分の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開です。

上田委員のほうが本日欠席する旨連絡をいただいておりますが、過半数の委員の出席により会議が成立していることを申し添えます。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いします。

●会長

本日は、ちょっと小雨の中、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日が、この審査会のメンバーとしては最後の審査になりますので、最後まで気を抜かずにしっかりと審査していきたいと思います。よろしくお願いします。

●事務局

寺嶋会長、ありがとうございました。

それでは、ここで本日の資料を確認します。本日の次第が一番初めにありまして、スケジュールの資料が1枚。高齢者就労指導センターの答申案が資料1。資料2が今回の審査

票案です。最後に点数の提案、審査の計算が載っております。

また、先日送付させていただきました募集要項、申請団体からの申請書、条例はお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の審査会の出席者を紹介します。本日は、白井市公民センターの指定管理者の候補者の選定を行います。施設の所管課であります市民活動支援課の鈴木課長です。

●市民活動支援課長

鈴木です。よろしくお願ひいたします。

●事務局

担当の渡邊です。

●市民活動支援課

渡邊です。よろしくお願ひします。

●事務局

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。市民活動支援課の職員は、議題2で公民センターの指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入りたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

●会長

それでは、お手元の次第により、議題に入りたいと思います。

初めに、議題1、高齢者指導センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

議題1、高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について説明いたします。資料1を御覧ください。

指定管理者の候補者の決定のフォーマットに、前回の審議結果と提案していただいた選定理由を加えて作成したものです。

1ページ目、表紙については、市の答申案の様式となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして2枚目が、こちらも典型的な表現となっておりますが、2段落目、サービス等の評価点数が、最低評価基準点、5点掛ける13項目掛ける6人の390点を上回っていること、さらに、審査項目としては13番になりますが、団体の経営状況について、委員の平均点が最低基準点数である5点以上であること。つまり、6人の委員で選定していることから、30点以上であることが条件となります。応募団体が条件を満たしていることを記述しております。この2点について記述した上で、指定管理者の候補者として、公益社団法人白井市シルバー人材センターを候補者として答申することとしています。

続きまして、3ページ目御覧ください。

こちらの点数につきましては、事務局で前回提出していただいた審査結果を入力し、確認しております。上段の主な選定理由を御覧ください。

選定理由の一つ目として、業態として、高齢者の就労のために必要な技術習得を支援するためのノウハウが蓄積されており、施設の目的に即した運営が期待できること。二つ目として、白井市シルバー人材センターは公益社団法人として、安定した経営が行われていること。以上2点が、前回委員の皆様に御提案いただいた選定理由となります。

答申案について説明を終了します。答申案の決定をお願いします。決定いただいた後は、例年どおり文書で市長に答申を行います。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で、事務局が作成した答申案について、修正や内容を確認したい箇所がありましたら質問をお願いいたします。挙手の上、指名された上でお願ひいたします。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、以上の結果を基に答申案として決定したいと思います。では、お願ひします。

●事務局

ありがとうございました。本日付で答申いただくことといたします。

●会長

それでは続きまして、議題2です。白井市公民センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

議題2、白井市公民センターの候補者の選定及び答申の決定について、事務局から説明いたします。

本日、決定していただきたい項目が、審査票のまずは決定。二つ目が、指定管理者の候補者の決定。最後に、選定理由及び答申案の決定までお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、審査票について説明を行います。資料2を御覧ください。

公民センターの審査票の案となっております。サービスの評価点数の配点は、10点が13項目、5点が2項目で、140点満点。価格が8点掛ける2項目で16点で、合計総評価点数は156点満点となります。

審査票の決定について、御審議お願ひします。

●会長

それでは、委員の皆様で、審査票の内容についての質問や事務局に内容を確認したい箇所等ございましたら、質問をお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、問題がないようですので、資料2のとおり審査票を決定することといたします。
事務局から審査票の配付をお願いいたします。

●事務局

では、今回決定いただきました審査票を配付します。

ただいま配付させていただいた審査票には、申請団体名と提案額の審査の点数はあらかじめ入っているものとなります。

審査票の説明は以上となります。

●会長

審査方法について、事務局に確認することはございますでしょうか。大丈夫ですかね。

では、ないようですので、審査に入りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、白井市公民センターの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

初めに、候補者の選定に当たり、施設担当課の市民活動支援課から、本日審査する白井市公民センターがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけ、どんな団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備はなかったのかについて説明をしていただきます。

それでは、鈴木課長、よろしくお願ひします。

●市民活動支援課長

それでは、私のほうから、白井市公民センターの施設の概要、募集の条件などについて御説明をさせていただきます。

まず、前提としましてですけれども、公民センターについては、平成28年度まで指定管理者が管理をしておりましたけれども、市が設立を推進しているまちづくり協議会の設立を支援するということで、平成29年度から直営としまして、今回、再び指定管理とするということとなり、募集を行いました。

それでは、資料の白井市公民センター指定管理者募集要項の1ページを御覧ください。

まず、施設の目的ですけれども、白井市公民センターは、工業団地地域内の地域性を考慮しつつ、市民との交流や連帶意識の向上及び児童の健全な育成を図ることを目的としています。

なお、当施設は、平成26年4月1日より、白井市公民センターと白井市勤労青少年ホームが統合され、新たなコミュニティ施設として、白井市公民センターの名称で管理運営される施設となりました。

次に、2、施設の概要ですが、白井市公民センターは、白井市の北西部地域に位置し、国道16号を交通の主要幹線とした白井工業団地の中心地にある施設で、敷地面積は2,476

平方メートル、建物の構造は、鉄筋コンクリート造、2階建て。建築面積は1,082.34平方メートル。延床面積は1,994.83平方メートル。建築年月は平成5年5月となります。

(4)の施設の内容としましては、1階に会議室、児童ルーム、図書室。2階に相談室、作法室、集会室、視聴覚室、調理実習室が各1部屋。そのほか、レクリエーションホールなどがあります。

また、旧保健室を地区社会福祉協議会、まちづくり協議会ですけれども、みどりの里づくり協議会が活動場所として利用しております、白井工業団地協議会の事務所もセンター内に設置されています。

続きまして、3ページの上段を御覧ください。

3番、施設の管理運営方針についてですが、指定管理者は、創意工夫を凝らした管理運営により、公民センターの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を図り、効率的な管理運営を行うこととしています。

次に5番、指定の期間ですが、白井市で指定管理者制度を導入している施設に倣って、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。

次に、4ページを御覧ください。

6番、経費に関する事項について御説明いたします。3年間で市が支払う指定管理料の見込み額は、消費税込みで6,872万7,000円としています。各年度の見込み額の内訳については、こちらの表に記載しているとおりです。

次に、5ページを御覧ください。

7番、応募の資格ですが、市内に本店、本社、支店、支社、営業所、出張所などの事務所を設置している法人、団体としています。

また、制限事項につきましては、国税または地方税を滞納している法人など、8項目の制限事項を設けております。

次に、資料飛びまして、14ページを御覧ください。

資料の14ページから19ページにかけて、指定管理者が行う業務について記載をしています。15ページから17ページには、3番、施設の運営に関する業務。18ページには、4番、施設の管理に関する業務について記載をしておりまして、施設を管理運営していく上での基本的な業務で、施設の利用、施設の管理運営、事業運営に関する業務を行っていただくこととしております。

18ページから19ページになりますが、その他の業務については、日常業務の各課等との調整や、センター長会議などへの出席のほか、指定管理業務を行う上での計画書、報告書などの作成、提出、事務の引継ぎなどを行っていただくこととしています。

続きまして、20ページを御覧ください。

7番、人員の配置等についてですが、人員配置については、常勤の管理責任者、事務職員、副管理者、児童ルームが、常勤または非常勤の児童厚生員1名を配置していただき、

管理運営に支障がないよう、常時二、三名の勤務体制としております。夜間利用がある場合には、非常勤職員または委託事業者1名を配置することとしております。

なお、図書室は、管理責任者、事務職員、副管理者が兼ねることができるものとしております。

また、勤務時間については、管理責任者、事務職員、副管理者が午前8時半から午後5時15分まで。夜間利用がある場合は、非常勤職員または委託事業者が午後5時10分から午後9時10分。児童厚生員は午前9時から午後5時までの間で、実働5時間、休憩1時間とし、利用状況に合わせて指定管理者が定めることとしております。

次に、募集状況について説明をいたします。資料戻りまして、6ページの8番、指定管理者の募集及び選定スケジュールを御覧ください。

説明会につきましては、7月12日に開催しましたところ、一つの事業者、今回の応募者となりますけれども、この1社が出席をいたしました。その後、申請書の受付を7月22日から8月1日まで行いまして、説明会に出席した1社から申請書の提出がありました。申請書の受付に当たりまして、応募者の資格要件を満たしていること、申請に必要な書類が全てそろっていることを確認しております。

以上のことから、白井市公民センターの指定管理者の指定を行うため、白井市公民センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、指定管理者選定審査会の御意見を伺うものです。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。いかがでしょう。

●○○委員

○○です。

何年か前に指定管理でやられていて、その後、直営になったということなのですけれども、それ以前の指定管理をしていたのは、どこの業者なのでしょうか。

●市民活動支援課長

以前はワーカーズコープがやっておりました。

●○○委員

ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

●○○委員

もう一点なのですけれども、現在の直営でやっているときの人員配置というのは、こちらの募集要項にある、これと同じということでよろしいでしょうか。

●市民活動支援課

今現在ですと、正規職員として2名、会計年度任用職員が1名、児童厚生員の方が2名ですけれども、週3日ずつ来ていただいて、週6日を達成しています。

夜間利用があるときについても、夜間管理の方も2名、交代で来ていただいています。さらに、用務員として週4日、3時間来ていただいています。

今の募集要項で募集をかけている中での最低人数というのは、今の人数より大分減っている形になっています。

●○○委員

ありがとうございます。

あともう一点なのですが、今、この工業団地協議会のほうに部屋を貸している状況です。今は特に、この協議会のほうと絡みがあつたりすることはありますか。

●市民活動支援課長

どうしても同じ建物の中にあるので、事務室は完全に離れて別のものにはなっているのですが、工業団地協議会がいろいろな研修をやるときには、当然、公民センターの施設を借りるので、そういう形で部屋を借りたりしています。あとは、先ほど言ったまちづくり協議会というのも、公民センターが今、支援している状況がありますが、まちづくり協議会でも、工業団地協議会の方が地域の団体として深く関わって、いろいろ支援してくださっていたりということで、連携は深い状況にはあります。

●会長

ありがとうございます。その他、御質問いかがでしょうか。お願いします。

●○○委員

○○といいます。よろしくお願いします。

ただいま御説明いただきました中で一番の疑問は、1回、直営から指定に変わったと。それからまた指定から直営になったのですね。私の理解が違いますか。今、そのように御説明いただいたと理解しているのですけれども。直営から指定に1回目変わったときに、なぜ直営から指定に変えようと思われたのですか。何か理由があるから、もちろん管理、1回目ですよ。直営、指定、直営になる。今回また指定になるということだという説明の理解は正しいということを今、確認して、1回目、直営、指定と変わったのはなぜですかと申し上げているのですけれども。お尋ねしています。

●市民活動支援課長

直営から指定に変わったときというのは、市全体の方針としては、こういったセンターの運営というのは、ほかの施設もそうですけれども、全て直営を維持していくというよりは、指定管理になじむ施設に関しては、指定管理にしていくという方針で、ほかの施設と同様、指定管理を進めていくということになりました。

逆に、指定管理から直営に戻すというのは、あまりないケースだとは思うのですが、そ

こに関しては、先ほど申し上げたことなのですが、白井市で今、小学校区単位のまちづくり協議会というのを設立していく中で、第二小学校というのは、かなり細やかに市の職員が支援しながら、まちづくり協議会を立ち上げていく必要があるというような認識がありまして、ほかの小学校区は、市の職員が支援職員として時々入って支援しているのですが、そういった関わりでは、第二小学校区で立ち上げていくのは難しいだろうという市の判断があって、指定管理者から直営にするということが、平成29年度になったということになります。

●○○委員

さらに、これを直営から、また指定に変えるのはなぜですか。

●市民活動支援課長

それに関しては、そのまちづくり協議会が、令和3年度の終わりに設立がなされて、今、非常に活動が充実して軌道に乗ってきました。ですので、ほかの小学校区と同様、市の職員が時々支援職員という形で入らせていただくという方法でやっていけるめどがついたということが理由になります。

●○○委員

そうすると、政策的に直営から指定、指定から直営に変わりましたということですね、まず。まちづくりの政策があつて変わりました。今回、まちづくりの政策のめどがついたので、もともと本来の指定管理者制度に戻すという理解ですか。

●市民活動支援課長

そのとおりです。

●○○委員

分かりました。そうすると、この1社しか応募がなかった状況については、指定管理者制度の目的に、どうだとお考えですか。かなつてているのか、かなつていないのか。

●市民活動支援課長

本来であれば、複数の応募をいただいて、ある程度競争していただきながらということが必要だとは思うのですけれども、今時点での基本的な方針として、市内の地域の団体の育成を図っていくことがあって、市内に限定しているという状況がありますので、そういった中で1社になってしまったというふうに理解しております。

●○○委員

現実的に、複数の指定管理者候補が競合して予算の整合性を高めていくという可能性は、将来的にあるとお考えですか。この地域の中で。地域特性の中で。

●市民活動支援課長

この第二小学校区エリアというふうに限定してしまうと、現実的にはなかなか難しい可能性がありますけれども、白井市全体として見たときには可能性はあるとは思っております。ただ、次回の応募も、必ず市内に限定するかどうかというのは、まだ今時点では

決定はしていないところなので、今回のほかのセンターも含めた募集状況であったり、そういうところを見ながら、次回また要件を検討することになると思います。

●○○委員

分かりました。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。その他、御質問いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、事務局、続きををお願いします。

●事務局

それでは、これより5分間の休憩といたします。休憩後、申請団体の準備が整い次第、審査に入りますので、1時45分までに席にお戻りください。

それでは、1回休憩とします。

(休憩)

●事務局

それでは、これから白井市公民センターの指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションは30分、委員からの質疑が30分、合計60分とします。

プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画所等から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができないため、御注意願います。

事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となります。併せて御留意願います。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、今、1時45分ですので、2時15分までとします。よろしくお願ひいたします。

では、お願いします。

●白井工業団地協議会

こんにちは。一般社団法人白井工業団地協議会の事務局長を務めております○○と申します。指定管理者への応募につきましては、今回が初めてとなりますので、説明不足等あろうかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。着席にて御説明をさせていただきます。聞こえれば、マイクなしでやりたいのですけれども、よろしいですか。

それでは、提出しております申請書類の順に説明をさせていただきます。

最初に、2ページを御覧ください。

弊社の概要で、弊社は、一般社団法人白井工業団地協議会と申します。

所在地は、今回、指定管理者制を導入します白井市公民センター内となっております。

ここに事務所を置きますのは、公民センターの前身であります工業団地サービスセンターが、昭和45年に、千葉県土地開発公社により工業団地の利便施設として整備されましたが、当協議会の前身の白井工業団地連絡協議会が、当初から事務所をここに置いたことから、現在に至っております。

当協議会は、昭和48年に発足してから51年、平成22年の法人化から14年を迎え、本年4月1日現在、白井工業団地を中心に233社の会員数となっております。

一般社団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された営利を目的としない非営利法人で、公益性や社会的信用性の高い法人とされております。この非営利とは、事業利益を社員や役員に配当しないと、してはいけないということでありまして、利益を上げてはいけないというような意味ではございません。したがいまして、利益は社団の活動に全て充てていることとなります。

当協議会では、当初から会員向けの親睦交流事業、労働安全衛生事業、福利厚生支援事業などを行ってまいりましたが、現在は、地域との交流、地域活動の支援、市民雇用の促進などといった地域貢献に関する分野にも注力してきております。

また、今回の指定管理者の応募に当たりましては、白井第二小学校区みどりの里づくり協議会さんや白井第二小学校区地区社会福祉協議会さんなどから、地域との連携などに評価を頂いておりまして、ぜひ地域を理解し、連携している白井工業団地協議会に運営してほしいとの御支持、御支援をいただいているところでございます。

次に、事業計画について御説明いたします。11ページを御覧ください。

管理運営の基本についてとなります。当協議会は、この公民センター内に開設当初から事務所を置いておりますので、施設の内容を十分に熟知しており、また、利用者としても大変お世話になってきております。

そして、白井市が募集要項に示していることを徹底して行うことはもちろんですが、それ以上に、全体としては、安全で安心できる施設であり、そして、明るくきれいで和める施設であることを基本に、施設の徹底した保守点検による維持管理、そして、親切で丁寧な優しい対応による運営に努めてまいります。地域の皆様を大切に、地域に貢献すること、また、還元することを念頭に取り組んでまいります。

公民センターについては、みどりの里づくり協議会や地区社会福祉協議会などの地域の団体の活動拠点として、より幅広く活用できる仕組みや、協議会及び会員事業所の会議、研修のほか、従業員のサークル活動の場としても活用できるようにしてまいります。

また、多種多様な年代、市民団体などの居場所、活動拠点として利用していただけるようにしてまいります。

児童ルームについては、地元の小学校の保護者さんと連携して、子供同士、親子で楽し

く過ごせる、きれいで心地よい居場所づくりをしてまいります。

次に、12ページの市民サービスの向上方法についてです。全体としましては、まず、安全・安心で、かつ、清潔で快適な施設の実現では、日常及び定期的な保守点検、毎日の整理整頓及び清掃を実施することで、安全できれいな施設を保持します。

そして、明るく親切な運営の実現では、笑顔での挨拶、丁寧な言葉遣い、親切丁寧な対応、ちょっとした声かけなどを実践し、明るい雰囲気によるサービスの提供を徹底してまいります。地元自治会、市民団体などの活動拠点化では、地元自治会や市民団体の育成及び活動支援を通じて拠点化を図ってまいります。

情報の発信拠点化では、情報誌の発行、ホームページの活用、イベントチラシの配布などにより、情報の拠点化を図ります。

まちづくり・コミュニティの拠点化では、みどりの里づくり協議会、地区社会福祉協議会などと地域づくりについて共に考え、連携して地域の活性化を図るための拠点としてまいります。

公民センターについては、当初、工業団地のサービス施設として設置されていたことから、これまで地域の皆様に施設の内容などがあまり知られていないように感じておりますので、まずは、地域の皆さん、そして、市民の皆様の施設であることを知っていただきたいと考えております。その最初がきっかけづくりでございます。イベントやセミナーなどを積極的に開催し、知っていただくきっかけをつくってまいります。

次に、世代間交流、地域間交流では、地域の食文化を利用したイベントや、高齢者でも楽しめるスポーツイベントなど、多様な世代が共に交流できるイベントを開催します。

そして、仲間づくりでは、地域の方々や工業団地等の事業所などに呼びかけ、各種サークルへの加入や設立を促し、さらに、サークル活動を通じたイベントなどを開催することで交流を図ってまいります。

また、コラボ事業では、既に活動しているみどりの里づくり協議会、地区社会福祉協議会、そして、白井国際交流協会などと連携したコラボ事業を積極的に開催し、公民センターが地域の中核となるよう進めてまいります。

続いて、児童ルームについてです。児童ルームは小さめのワンルームで、ひととおりのものが用意されてはいるものの、特徴のない部屋と感じております。ここの一撮にある本棚を活用、拡大して、子供文庫を設置いたします。幼児から小学生までを対象とした、最新版の絵本や児童書などを中心にしたコーナーに拡充し、子供たちが本に親しみ、何度も来たくなる工夫をしてまいります。

また、子育てに関する本なども用意して、一緒に来られる保護者にも御利用いただけるようにいたします。

次に、13ページの利用者ニーズの、把握とその他対応についてです。利用者ニーズの把握につきましては、記載しておりますアンケートの実施、利用団体などからの聞き取り、

利用者との対話による聞き取り、定期ミーティング、利用チェックリストの活用、類似施設等との情報交換など、様々な機会を通じて把握に努めてまいります。そして、頂いた御意見、御提案などにつきましては、朝礼、定期ミーティングによる情報の共有と共通認識を図り、有益なものは速やかに取り入れながら、改善や事業の充実などに努めてまいります。

苦情への対応につきましては、その都度報告書を作成し、従業員で共有を図り、運営等の改善が必要な場合は、速やかに対応してまいります。

また、14ページ以降にあります相談・苦情対応マニュアルに沿って従業員研修を実施し、迅速な対応に努めてまいります。

次に、19ページの自主事業の実施計画についてです。自主事業につきましては、地域の皆様の交流、地域の伝統や特徴を継承、触れ合い事業などのさまざまな事業を企画し、展開してまいります。表にありますように、地域交流事業、多世代交流事業、健康づくり事業など、五つの事業に区分しております。

主なものになりますが、地域交流事業では、四季折々のイベントの開催と、郷土食や特産品を扱ったイベントを開催します。

健康づくり事業では、新しいスポーツへの挑戦として、モルックやボッチャなど、高齢者や子供、そして、障害者なども楽しくできるものを取り入れてまいります。

ライフサポート事業では、高齢化率の高い地域ですので、高齢者が気軽に集い、会話できるサロンを定期的に開催し、楽しい時間を過ごしていただけるよう努めてまいります。

児童ルームにおいては、子育て支援事業では子供サロンを定期的に開催し、子供や子育て中の親子が気軽に交流できる場を提供し、仲間づくりを支援してまいります。

健全育成事業では、ブックフェスタを開催し、子供たちが本に触れる機会を提供するほか、不要になった本の処分市などを開催いたします。

次に、20ページの緊急時の対応についてです。緊急時として、地震や風水害、火災、けがや病気などが想定されますが、その際に、迅速かつ的確に消防、警察、行政そして医療機関などに通報し、利用者などの生命や身体を守ることを最重要として取り組んでまいります。

当協議会では、21ページからと27ページに、それぞれ添付しております危機管理マニュアル及び消防計画により、その対応を図ることとしており、緊急時に備えた訓練と研修を定期的に実施し、徹底してまいります。さらに、従業員には、救急救命講習や通報訓練なども定期的に行ってまいります。

公民センターについては、白井市の避難所等となっており、地震や台風などの大規模な自然災害が発生したときには、地域住民等の避難を受け入れることとなりますので、市と連携して即座に受け入れる体制を取り、また、協議会としても独自に、水、食料、毛布などの資機材の備蓄を行い、避難者の救護に当たることとしております。

事故やけが等への対応につきましては、募集要項に沿った保険に加入し、万が一の補償にも備えてまいります。

次に、40ページの利用促進の方法についてでございます。

公民センターにつきましては、当初、工業団地のサービス施設として整備され、平成5年には勤労青少年ホームを中心とする複合施設に建て替えられたことから、しばらく地域の皆様からは、工業団地の関連施設として見られていたようございます。

したがいまして、この公民センターが、地域の皆様や市民のコミュニティの増進のための施設であることを十分に周知していく必要があると感じております。そういったことを踏まえ、まずは徹底した情報の発信を行ってまいります。

最初に、情報誌「公民センター通信」の毎月の発行、次に、独自のホームページの作成と活用、SNSの利用、マスメディアの活用、リーフレットの作成と配布などにより、地域の皆様をはじめ、市内全域に周知を図ってまいります。

次に、各種団体との連携を促進することでございます。地元自治会や市民団体との連携としまして、自治会や市民団体の活動拠点の一つとして利用していただくとともに、自治会や市民団体のイベントなど、公民センターとして積極的に参加をさせていただき、親しまれるセンターとして共に活動してまいります。

また、工業団地内の事業所との連携としまして、各事業所の会議や研修などの利用と、各企業のサークル活動の拠点として利用していただけるよう情報提供をするとともに、地域とサークルとのコラボなどについて、公民センターがコーディネートをしてまいります。

児童ルームについては、情報誌やホームページなどで情報発信を行うか、白井第二小学校や近隣の保育園などに自主事業やイベント情報などのチラシを作成、配布し、保護者等に直接お知らせをしてまいります。

また、児童ルームの一部に落書きコーナーを設けて、先ほど申し上げました子供文庫とともに、楽しめる場所となるようにしてまいります。

次に、41ページの利用料金についてでございます。

公民センターは白井第二小学校区にありますが、この地域は、学校区としては最も広いエリアでありながら、人口は最も少なく、少子高齢化が進んでおり、高齢化率が最も高くなっています。さらには、公共交通の便が非常に悪く、自家用車でないと移動できない地区ともなっています。このような状況にあって利用者を増やすには、徹底した情報発信と魅力的なイベントの開催など、様々な仕掛けが必要となります。

こうした中で、今回、僅かではありますが、あえて値下げを御提案させていただきます。現行500円以下の使用料は10円を、500円を超える使用料については20円をそれぞれ減額させていただきます。来ていただくのに御苦労をおかけしますので、減額をさせていただき、少しでも喜んで御利用いただきたいと考えております。

次に、42ページの管理運営経費の削減方法についてです。

経費の削減については、一般的に行われている当たり前のことを徹底して行うことを考えており、従業員にその周知と取組を徹底させることが最も効果的であると捉えています。

まず、人件費については、必要な給料は確実にお出しした中で、イベントなどの開催に当たり、的確かつフレキシブルな人員配置により、残業0の運営を目指してまいります。

事業費については、必要以上の消耗品の使用、過多なチラシ等の印刷などは行わず、電気等の光熱水費では、徹底した照明や空調の管理などを行います。委託費については、業務を委託する際は、複数社による競争により発注するほか、日常業務において、自らできるものは従業員で行うなど、削減に努めてまいります。

次に、43ページの類似施設の運営実績についてです。

当協議会では、白井工業団地のほぼ中央部に、白井工業団地産業振興センターを平成27年に整備し、管理運営を行っております。

1階にコンビニエンスストアがテナントとして入っており、2階は展示室、会議室、事務所スペースとなっており、ここで中小企業支援をして、サテライト相談と知財総合支援相談を定期的に開催しています。

また、会員企業の会議や就職の面接会場などとしても貸し出しており、適切な運用と施設の維持管理を行っております。

また、駐車場の一部を、ちばレインボーバスの停留場所として提供し、地域の交通アクセスの利便性向上にも貢献しております。

次に、44ページの市内での市民活動実績とその活用についてです。

当協議会では、様々な場面で地域の皆様と協働・連携した取組を行っております。白井第二小学校区の夏祭りについては、伝統を引き継ぎ、地域の祭りとして、運営の人的支援や経費の助成などを行っております。

白井第二小学校区みどりの里づくり協議会への参加と連携では、その設立から現在まで役員として参画をし、各種事業にも全て参加をしております。

地域の美化活動、防犯活動では、工業団地を中心とした道路側溝の清掃、草刈り等を春と秋の2回実施しているほか、警備会社に委託して防犯パトロールを定期的に実施するなど、地域の美化活動や安全に貢献しております。

キャリア教育の支援では、白井第二小学校の2年生と6年生の工場見学を毎年受け入れているほか、市内中学校のキャリア教育に係る事業に助成金を交付しております。

白井市及び各種団体との連携協力では、当協議会は、白井市の行政運営の一環であります各種審議会等に委員として多数参加しており、また、各種事業の運営組織にも参画をさせていただいております。

その他としまして、当協議会では、新型コロナウイルス感染症のワクチンの職域接種を

いち早く開始し、4回にわたり公民センターにおいて、会員事業所のほか、地域の方々や会員以外の事業所にも御案内をして、希望者にワクチン接種を行ったところでございます。

次に、45ページの施設・設備の維持管理の基本方針については、利用者が安全に安心して快適に利用できるよう、関係法令を遵守した維持管理を行うこととし、従業員による日常的な点検、見回りを行い、常に利用者の安全に配慮をしてまいります。

また、年間を通した専門業者による定期点検及び安全確認等を確実に行ってまいります。そのため、毎年、維持管理業務計画を定め、施設等の維持管理を計画的に行い、施設の保全に努めてまいります。

具体的には、日常の保守点検では、毎日、従業員がチェックリストに従い点検を行います。定期の保守点検では、関係法令及び募集要項の業務の指標に定められた定期の保守点検及び清掃等を専門業者に委託して、確実に行ってまいります。

臨時の保守点検では、台風、地震等の自然災害等が予想される場合には、事前に点検を行い、被害を最小限にするよう対処するとともに、自然災害等が発生した後は、速やかに点検と修繕等を行い、迅速な回復に努めてまいります。

啓発及び教育では、施設の利用について、利用者にも設備や備品などの適正利用の注意喚起をするとともに、従業員には、日頃から施設設備等の機能や維持管理に関する知識の習得を図るため、ミーティングを定期的に行います。

次に、46ページの管理体制、職員の配置、研修計画等についてです。

職員の配置計画につきましては、現行の職員配置を参考に、表のとおり、管理責任者及び副管理者の2名を正職員とし、事務補助職員及び児童厚生員を各2名、夜間管理職員及び清掃職員を各1名の6名を臨時職員として配置いたします。

勤務時間については、業務の量や内容、時期等を考慮し、フレキシブルに配置してまいります。

研修につきましては、計画的に実施し、利用者の利便性の向上などを図るとともに、従業員の資質の向上に努めてまいります。

まず、施設の概要、業務の内容及び関係法令などについて、確認する就業前、終業時研修に始まり、接遇マナー研修、個人情報保護研修などを行います。

随時研修として、クレーム対応研修、コンプライアンス研修、安全管理研修などを行います。

さらに、ステップアップ研修として、マネジメント研修、リスクマネジメント研修、防火管理者研修などを行うほか、関係機関が実施する研修にも積極的に参加をさせていただきます。

次に、47ページの個人情報保護についてでございます。

個人情報の保護につきましては、管理運営に係る重要事項ですので、個人情報の保護に

関する法律をはじめ、関係法令を遵守してまいります。

また、従業員に個人情報保護教育、研修を実施するとともに、個人情報保護管理者を定め、日頃から個人情報の適切な管理に努めてまいります。

なお、当協議会では、48ページ以降にありますように、処務規程に個人情報保護管理に関する規程を設けており、この徹底を図ってまいります。

次に、53ページのその他関係法令の順守についてです。

当協議会は、記載しています関係法令等を遵守し、施設の管理運営に努めてまいります。

また、コンプライアンス体制の確立を図るため、45ページ以降に添付しておりますコンプライアンスに関する規定に基づき、法令順守による運営を行ってまいります。

また、研修を実施して、コンプライアンス違反によるトラブルを未然に防ぐ体制を強化してまいります。

なお、当協議会は、労働安全衛生に関する事業を労働基準監督署等と連携して実施しているほか、白井市の男女共同参画事業によるハラスメントやジェンダーなどの講演を共催していますので、これらを役立ててまいります。

次に、58ページの特記すべき事項についてです。

先ほど43ページで、類似施設の運営実績について御説明しました白井工業団地産業振興センターでの専門家による二つの相談事業についてとなります。

サテライト相談については、中小企業のための経営何でも相談として、公益財団法人千葉県産業振興センターと連携して、年4回開催しています。

知財総合支援相談については、特許などの知的財産に関する相談として、一般社団法人千葉県発明協会と連携して、年6回開催しております。

これらの相談は、工業団地や当協議会の会員事業所だけでなく、市内の事業所や起業家を目指す市民なども利用できものとなっております。

次に、収支計算書になります。59ページから64ページにかけて、3か年分となっております。御提示いただいた指定管理料の見込み額については、これまでの実績を考慮したものと推察いたしますが、精いっぱい積算をさせていただき、見込み額を若干下回っての御提案とさせていただきました。

収入につきましては、事業計画から見込める、実現可能な範囲でアップを見込んだところでございます。

支出については、人件費は、最低賃金や業務内容、責任の度合いなどを考慮して設定させていただきました。

施設管理費につきましては、委託業務の経費については、見積徴収などを参考に設定をさせていただいております。

また、使用料、賃貸料のうち、システム等リース料については、市直営ではなかった経費で、指定管理者への移行の費用として、事務用パソコン、コピー機、サーバー、ホーム

ページの管理費などを計上したところでございます。

事業費では、児童ルームの図書の充実として、独自に本の購入費を毎年度計上しております。

その他管理費として、一般管理費を人事、労務管理及び人件費を含む経営管理などとして本部で行うための経費を計上しております。

以上が収支予算になります。

65ページからは人件費の内訳表となっており、毎年度定期昇給等を見込んだものとなっております。

また、福利厚生費として、臨時職員を含む全職員の健康診断の経費などを見込んでおります。

71ページからは、管理体制、職員配置の計画書となっております。常勤の正規職員2名、臨時職員6名を配置し、それぞれ適宜、的確に配置し、業務の執行が適正に図れるようにしてまいります。基本的には、常時2名から3名を配置し、イベントの開催時は、必要な人員を増員して配置いたします。

次に、当協議会の財務状況ですが、103ページから3か年分を決算状況として示しておりますが、特徴として、毎年度設定した積立金を確実に行っており、将来にわたって安定した財務を目指しております。

162ページを御覧いただきたいと思います。

今年度の予算ですが、設定しています四つの積立金の積み立て計画となっており、これまで〇〇〇以上の積立てを持っており、今年度も〇〇〇の増額を計画しております。最終的には、目標は〇〇〇として、将来にわたり財務の安定を図っていることとしております。

早口になりましたが以上でございます。ありがとうございました。

●会長

御説明ありがとうございました。

では、質疑のほうに入りたいと思います。委員の皆様、質問等ありましたら挙手の上で御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

●〇〇委員

委員の〇〇と申します。よろしくお願ひします。

工業団地協議会さんということで、失礼な言い方になってしまふかも知れないのですけれども、この指定管理をするということに関して、異色といいますか、いわゆる公民センターを指定管理していくという団体さんとしては、異例なのかなという感はするのですけれども、工業団地協議会さんが公民センターの指定管理をするということで、うちがやるから、こういう強みはあるのだよとか、そういういたようなところはございますでしょうか。

●白井工業団地協議会

工業団地協議会ということで、工業団地限定みたいなイメージをお持ちになると思うのですが、我々、最近、理事会等でも、名称変更も含めて、白井市に貢献する経済団体、あるいはボランティア団体的な活動を広めていきたいということで今、名称を含めて将来にわたって検討しています。今回、ここの指定管理者の応募に当たっては、この第二小学校区のほぼ中央部に約200ヘクタールの工業団地がありまして、その中心に公民センターがあります。

我々、現在230社、それから工業団地では280社ほどの事業所が活動しておりますが、現在、私ども、白井全域の事業所の会員を目指しております。

そういったことで、この公民センターが、工業団地中心ではありますけれども、地域の皆様の活動拠点として、我々が地域貢献の一つとしてここを支援することで、より活性化した運用ができるというふうに考えておりますし、工業団地の事業所がここを多く利用することで、この施設の運用についても貢献できるだろうということで考えて、今回応募をさせていただきました。

以上でございます。

●○○委員

工業団地さん、各種いろいろな企業さんがいらっしゃると思うのですけれども、例えば施設営繕とかそういったもので、この協議会さんの構成のメンバーを見ても、そうそうたるメンバーだと思うのですけれども、協力して、例えば営繕ではこういった利便性が図れるよとか、そういう部分というのはないのでしょうか。

●白井工業団地協議会

私どもの会員の中に、ビル管理業務を専門とする業者もいますし、造園、植木ですね。そちらのほうの専門業者も今、2社。それから電気関係の業者も2社入っております。

また、私ども、商工会と相互加入、団体の相互加入しております。ですから、商工会の会員の皆様も、私どもと一緒に活動できるような体制になっておりますので、市内の様々な業種の方々の御協力が得られるものと考えております。

以上でございます。

●○○委員

ありがとうございました。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

では、私から質問いいですか。会長の○○です。よろしくお願ひいたします。

私から、収支計算書について、まず1点お伺いしたいのですけれども。御説明の中で、利用料金について少し値下げをするというお話があったと思うのです。500円以下のものは10円、500円を超えるものは20円を一律減額ということで、割合にすると、大体2から4%ほどの減少になると思うのですけれども、収支計算書のほうを見せていただきます

と、指定管理者収入のところで、例えば令和7年度ですと、全体の合計で〇〇〇ほどです。この値というのが、今年度は入らないのですけれども、直近3年の値で言うと、大体〇〇〇、〇〇〇というような形で推移しているのです。そうなると、この令和7年度の予定の収入額というのも〇〇〇ということなので、大体〇〇〇ほどアップという形になるわけです。

これ、収支計算書、その後の令和8年度、9年度を見ていきますと、毎年、大体〇〇〇増加するということを見込まれていらっしゃるということで、こちら割合にすると、大体〇〇〇増ぐらいをコンスタントに見込まれているということになるのですが、このあたりは、何か根拠になるお考えというのはあるのでしょうか。

●白井工業団地協議会

まず、利用料金の収入ですが、市の実績で言いますと、令和5年度で〇〇〇、これは利用収入です。私ども、今回御提示させていただいているのが〇〇〇。その他、自主事業の収入等を含めて〇〇〇ですけれども、施設の利用料金としては〇〇〇ですから、〇〇〇ぐらいの増ですかね。大体〇〇〇のアップです。

それから、それ以降については、〇〇〇のアップということで見込ませていただきました。これは、私どもの会員企業が、ここを活動拠点として、サークルとかそういったものに使いたいという要望がありますので、そういったものを取り組んでいくということを考えておりますし、また、会員企業の会議、研修、私どもの施設も使っておりますけれども、公民センターのほうが駐車場も広いですし、部屋も広いので、こちらで振り分けて、両方の運営をしていきますけれども、会員事業所によるアップを確実に見込んだ上での積算をさせていただいているということと、それから、市民の方々についても、これからいろいろな情報を発信することで、利用団体が増えていくだろうというふうに思います。

特に、現在利用されているところでも、この第二小学校校区以外の方からも、レクホールとかそういったものの利用は多いのです。なぜかというと、空いているからということでございます。

今回、値下げをさせていただくことで、より地域外の方の利用が図れるだろうということで見込んでおります。

以上でございます。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

●〇〇委員

〇〇と申します。御説明ありがとうございます。

自分からは2点ほどお尋ねしたいなと思って、お話を伺っておりました。

まず、プレゼンテーションいただいた施設管理という側面からしてみると、役所がやる

以上に、結構しっかりと、全方位にわたって配慮された計画になっているなど、率直にそう思いました。

ただ、その中で、自主事業なのですけれども、今回、様式5-4として挙げていただいたもの、これは、今、既に地元でおやりになっているものがベースになっているのかなと。加えて、あとは今、御説明いただいた中で、会員企業さんがやってみたいとか、そういう御要望が届いていると聞きましたので、そのあたりからのネタを拾って、今回、おつくりになられたのかどうかというところが、まず1点目と。

2点目、様式の7ですかね。71ページから始まる管理体制のところ。こちらに、常勤の方も含めて何名か雇用をすることに、きっとなるのだろうと思います。今、工業団地協議会さん以外に、きっと人をお雇いになられることになると思いますので、既にこのあたりは見込みが立っているのか。それとも、これからリクルート活動をされるのか。もしされるのであれば、どういうチャンネルを使ってリクルート活動をされようとしているのか。大きく2点御質問させていただきたいと思います。

●白井工業団地協議会

1点目の自主事業の関係ですかね。様式5-4の19ページになりますが、自主事業については、利用料金は原則無料になります。ですから、利用料金には反映いたしませんが、収入のほうで、自主事業収入、実費分を頂きます。要は、食材を使った場合には食材費だとか、何か工作をした場合には、工作の実費分を頂くということで、そこは見込んでおります。

ですから、工業団地のサークル活動とかそういったものは、レクホールの使用になりますので、利用料のほうで反映をさせていただいておりますので、この自主事業のほうでは、直接工業団地でどうのこうのというのは基本的になくて、現在、大変人気のあるものは確実に継承しながら、そこにプラスアルファをしていくという考え方で御提案させていただいております。

それから管理体制、職員の配置の関係でございますが、現在の直営では、市の正規職員が2名、パートが、児童厚生員2名、事務補助パートが3名ということで、事務的には5名いるのですかね。それから夜間警備が2人、それから清掃が1名ということですが、今回は正規職員を2名、それから臨時職員、事務補助、児童厚生員各2名ということで、実質的には1名減らします。これは十分運営ができるというふうに思っておりますし、現在の職員に内諾は頂いております。

それと、正規職員の分の代わりについても、既に2名、もし管理者となった場合にはやっていただけるということで、それぞれ防火管理者等の資格を持った方を確保しております。

以上でございます。

●○○委員

ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。その他、御質問いかがでしょうか。

●○○委員

○○といいます。よろしくお願ひします。

私からは1点お伺いします。例えばなのですけれども、60ページの4、その他管理費を御覧ください。御説明いただいたときに、一般管理費としてということで、本部での人事、労務、経理管理費等ということでさらっと御説明いただいたと思うのですけれども、これを、本部でのというのは、この協議会の本部、同じ会社じゃない、ごめんなさい、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

●白井工業団地協議会

私ども、同じ建物の中に工業団地協議会の本体が入っておりますので、それを本部と表現しましたけれども、工業団地協議会本体の管理費ということでございます。

特に、人事、労務と、それから会計については、全て工業団地協議会本体のほうで管理をさせていただいて、現場の管理というのは極力低減させるということで、この経費を計上したということでございます。

以上でございます。

●会長

よろしいですか。その他、御質問いかがでしょうか。

●○○委員

○○と申します。

児童ルームの件で1点聞きたいのですけれども、子供文庫、本のことを結構おっしゃつていて、何かそれに対する思いというものがもしあったら、お聞かせください。

●白井工業団地協議会

私ども、現場をよく見て承知しているのですが、児童ルームに本棚があるのですけれども、非常に古い本をずっと同じ物を置いてあると。子供たちが来ても、本を見るのではなくて、単に広いスペースの中で、親御さんとおもちゃみたいなものを使って遊んでいるという状況でございます。

ただ、児童ルームについては、やはり教育、育成という一つの観点もありますので、本を見ていただくことで感受性が高まったり、いろいろなものを感じてもらえるというふうに思いますので、常に新しい本を手の届くところに置いておくと。それを見ていただくということを、子供たちの育成の観点から今回、提案をさせていただいたということでございます。

●○○委員

ありがとうございました。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

すみません、私から、もう少し質問よろしいでしょうか。

まず、例えば、管理運営の基本方針のところなんかで、今回、応募に当たって、みどりの里づくり協議会ですとか、地区の社会福祉協議会などから、ぜひ地域をよく理解して、共に連携を深めている工業団地協議会さんのほうに指定管理者になってほしいという要請があったという感じだったと思うのですけれども、このあたりの協議会とは、結構密に連携をされているという理解でよろしいのでしょうか。

●白井工業団地協議会

私どもとみどりの里づくり協議会については、設立準備段階から役員として入らせていただいておりますし、現在も各部会に、我々事務職員全員と、幹部職員、幹部理事4名、全て参加をさせていただいて、常に密な対応をしております。

みどりの里づくり協議会さんが行う事業については、積極的に、職員含めて理事の方も参加をさせていただいております。

また、地区社会福祉協議会さんとは、週3回、事務所を開くのですけれども、その際に何か活動する内容があれば一緒に活動しましょうということで、常に連携を取っております。

以上でございます。

●会長

ありがとうございます。

それから、こちらの法人全体の財務面でお伺いしたところがあるのですけれども、例えば、115ページ、協議会さんの貸借対照表、今年度のものです。5年度というか、前年度ですけれども、貸借対照表が出ているのですが、これを見ると、令和6年3月31日現在のところから、各種の積立金、あと、一部引当金もそうですが、これらが別名義で、別会計に分けるということをされていますけれども、これは、どういった意図でされていることなのでしょうか。

●白井工業団地協議会

積立金を今まで内部の通帳管理、台帳管理で分けていましたけれども、それであると、毎年の決算の中で繰越金が非常に大きくなっていくと、資産が多くなっていくということで、単年度の予算が見えにくくなってしまいますので、積立金は確実に別会計に移して、通常の運営費と積立金については、それぞれ出したり入れたりするのは会計上ありますけれども、積立金をしっかりと別会計で確保して、それを見せていくと、会員の方まで見せていくことです。将来にわたって、いろいろな事業あります。私どもの産業振興センター持っておりますけれども、この修繕等も当然発生しますので、そういうものを着実に確保しておるということです。

それから、私ども、10年ごとに記念事業をやっておりますので、その事業の積立金もしつかり取っていくということで、利益を配当できませんので、そういった事業は全て積立金で確保していきましょうということで、今回、別会計にさせていただいたところでございます。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

それから、こちらの貸借対照表を見せていただくと、基本的に負債のところで大きいのが、事業費引当金という形で出ているのですが、これ、引当金という名称がついていますが、基本的には、産業振興センターを建てるに当たって、〇〇〇から預かった保証金になりますよね。金額を見る限り、恐らくこの保証金で建物の建設費というのを大部分が賄われているという認識でよろしいかと思うのですが、ここでお伺いしたいのが、この保証金についてなのですけれども、これは例えば、〇〇〇が万が一撤退された場合に、即時に返却しなきゃいけないみたいなことはありますか。

●白井工業団地協議会

私ども、〇〇〇を誘致した段階で、実際的には〇〇〇だとか〇〇〇だとか、競争になりました。〇〇〇選んだ理由は、預り金を頂きますけれども、契約書の中で、撤退する場合には全額返済したということで、向こうで放棄をしていただく契約になっておりますので、私どもが将来にわたって、撤退した後にその負債を支払うということはございません。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

それからなのですけれども、途中の資料で、1点だけよく分からぬ資料がありまして、だいぶ後半なのですけれども、後ろのほうで税務面の資料が入っているわけですが、その末尾のあたりに、188ページですね。ここで、貸借対照表、損益計算書と、株主資本等変動計算書という形で、これは一般社団法人なのですけれども、普通の営利企業みたいな形のものがでているのですが、この三つの188、189、190ページの資料の数字というのが、ほかの貸借対照表なんかとは全然違う値になっているのですが、これは、どういったずれになりますか。

●白井工業団地協議会

私ども、一般管理費と収益事業費というふうに分けておりますが、収益事業については申告が必要な物ですから、収益事業を分割しております。例えば、駐車場だとか〇〇〇の家賃なんかもそうですけれども、そういった収益事業は別に会計を立てて、一般経費のうちの十数パーセントをそこで充てられるということで、税務署と協議をして、利潤を追求する事業については別立てで出しております。それがこの資料になります。

●会長

そうなった場合、1点だけさらにお伺いしたのが、この貸借対照表の188ページのとこ

ろで、短期借入金〇〇〇ほど入っているのですけれども、これは協議会全体の貸借対照表にはないものだと思うのですが、先ほどの御説明だと、全体の貸借対照表の一部だけがこちらに入っているというような認識になると思うので、全体の貸借対照表にない短期借入金というのが〇〇〇あるというのは、どういったことになるのでしょうか。

これ、具体的には、188ページと115ページの二つの貸借対照表の比較という形になります。こちらが、どちらも令和6年の3月31日現在のものです。先ほどの御説明ですと、115ページのほうが法人全体の貸借対照表になると。一方で、188ページのほうが、その中で営利行為のものだけを入れているというようなところなので、基本的には、188ページの貸借対照表というのは、115ページの貸借対照表の一部ということに恐らくなると思うのですが、これ、負債の分見ていただくと、115ページのほうでは流動負債、総額でいいですかね。流動負債合計の〇〇〇なのですが、188ページのほうでは、流動負債合計というものが〇〇〇なのです。違うのは何かというと、短期借入金が〇〇〇増えているわけですと。これはどこから来たのだろうというところだけは少し気になっているのですが。これはお分かりになりますかね。

●白井工業団地協議会

ここは税理士さんに作っていただいているので、そこまで確認しておりませんが、もし必要でしたら、後ほど御回答させていただきたいと思います。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

私からは以上になりますが、皆さん、御質問いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、質疑は以上になります。事務局のほう、続きお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、一般社団法人白井工業団地協議会の審査を終了いたします。長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。

では、退室してください。

●白井工業団地協議会

どうもありがとうございました。

●事務局

これから、採点及び委員会の討議をお願いいたします。

なお、討議については、自らの採点結果を明かすことのないように、質疑や討議をいただきますようお願いいたします。

●会長

それでは、採点に当たりまして、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。

まず、私からです。財務面ですけれども、総評で言うと、問題は恐らくないだろうというところです。貸借対照表を見た限りですと、やはり一番大きいのが、この固定負債のところで、事業費引当金です。これは先ほど質問しましたけれども、基本的には〇〇〇のほうから、産業振興センターを建設するときに預かった保証金と。これが元の金額が〇〇〇ほどで、丸々建物の金額とほぼほぼ一致しますので、これを充当しているという形ですね。

そのときに、〇〇〇が撤退したら返せと言われたら、現実には残りが〇〇〇ぐらいですかね。現金・預金が〇〇〇なので、足りないということなので、ここだけ気になったのですけれども、契約で、そういうことはないということになっているということなので、そこは心配しなくていいと。

そうなってくると、基本的に負債というのは、残り流動負債の前受金ですとか未払消費税なんかで〇〇〇ぐらいですかね。大体コンスタントに出ていますが、これぐらいは別に払えるだけの現金・預金があるということですので、あとは日々の業務をやっていくまでの資金繰りということですが、これも〇〇〇ほど現金があるので、恐らく問題はないだろうということです。

それ以外にも、将来の事業ですとか、この産業振興センターの修繕の積立てというのも、これは別途、銀行預金の形で行っていますので、そこまで心配はないかなと。

強いて言うと、最後に私が質問した188ページのほうの貸借対照表だと、謎の借入金が〇〇〇あるとここには書いてあるのですが、全体にはないというのがちょっと不安ですけれども。これがもしかった場合でも、現金・預金で払える範囲ではあるので、直ちに潰れるというようなことは、まずないだろうなというところですかね。

これも私が質問したところですが、これまで積立金等を同じ貸借対照表の中で普通に表示していたのが、今年度というか、昨年度から別の会計で表示を分けるということをしているわけですけれども、これが何でかというと、御説明ありましたけれども、これ分かりづらかったのですね、今まで。同じ貸借対照表に積立金という形で一部としてあるという話だったので、例えば現金・預金から積立金にしましたといっても、移動が見えないわけです、同じ表の中にあるので。

一方で、別の会計に分けると、別表に移すというフローが発生しますので、何がいいかというと、表として一覧性があるというのはもちろんですが、正味財産増減計算書というところで、積み立てたところで、指定正味財産増減の部というところに幾ら積み立てたというのが、損益計算書みたいなもので表示することができるということで、幾ら今年積み立てていますよみたいなのが、かなり分かりやすくなるというような、そういう目的で別会計にしましたというお話があったので、これは全く問題はないと思います。

管理自体も通常の預金の形になっていますので、確認も簡単にできるでしょうから、そこまで問題はないかなというところですかね。

あと、何かあれば。ぐらいですかね。

強いて言えば、毎年のこの損益計算書みたいなものを見せていただくと、項目ごとの変動が非常に激しくて、売上げとか駐車収入とか賃貸料というあたりがメインの収入なのですけれども、この辺が結構、〇〇〇、〇〇〇とかの単位で増えたり減ったりというのをしているので、毎年、結構やっていることというか、重点を置いている作業が違うというのはちょっと気にはなりますが、そこまでですね。

結局、正味の利益というか、残った金額で言うと、コンスタントにプラスかマイナスぐらいで推移はしているので、財務的には、そこまで問題にはならないかなというのが私の所感です。

一旦、以上になります。あとはいかがでしょうか。何か所感等あれば。

●〇〇委員

何となくもやもやしているのですけれども、公民センターそのものが、この工場協議会そのものためにつくられた施設なのじゃないかというような雰囲気を非常に感じまして。当然、やるイベントも、そちらに焦点が置かれている。実際に社会福祉協議会なんかと同じように、公民センター、公の施設の中にこの事務局、ずっと入っちゃっているわけですよね。ほかに建物を持っているわけでもない。

そういうようなところで、今まで内部に入っていたところが、今度そのまま指定管理やるというところに、やっぱり普通とは違うパターンの、白井独特の解決していかなきゃいけない、そういうのを感じました。

●会長

そうですね。そこはちょっと私も気になっているところではあります。実質的に、私物化というと言葉は悪いですけれども、前から使っていたところが管理者になることで、当然、問題は起きやすくなるというところはあるので。

例えば、今後の利用というので、今まで産業振興センターのほうでやっていたセミナーなんかもここでやっていきたいみたいなところが途中、書いてありましたが、ちゃんとそのときに利用料金払うのかなとか、そういうところですよね。あとは、電気代なんかも払っていますけれども、この辺のごまかしも利きやすくなっちゃうし、監査というか、監視の点からすると、ちょっと不安はありますねというのあります。率直に言って。

ほか、どうですかね。いかがでしょう。採点に入ってもよろしいですかね。

●〇〇委員

今の部分、公マネ課としてどうですか。

●事務局

事務所として利用している団体が指定管理をするということですか。工業団地協議会の中にある、中央にある公民センターということで、地域の特性です。

●〇〇委員

制度からは想定していないと思うのです。

●事務局

想定していないです。シルバーさんもちょっと似たような感じで。

●○○委員

でも、それって大体、どこもトラブるじゃないですか。社協しかり、シルバーしかり。

特に工業団地協議会は、その度合が激しいでしょう。だから、それを任せるのは多分、何ら不安がないと思う。お金の面でもノウハウの面でも。ただ、それ、やり過ぎじゃんというの。

●事務局

そうですね。若干、普通の指定管理とは違うとこではあるのですが。

●○○委員

でも、1社しか結局ないから、ここを選ばざるを得ないということですね。わざわざ指定管理者制度に戻したけれども、問題は解決するのかというか、よりよくなるのかと。

●事務局

この3年やってみて、今後、市内限定を外すかどうかというのを検討していくと思われます。

●市民活動支援課長

市内限定に関しては、まだ決定はしていないのですが、今回の複数の募集の中で、どうしても1社しか挙がってこないという状況は、確認はできているので、今後もこれでいいのかというの、先程も申し上げましたが、再検討ということになります。

工業団地協議会で懸念点があるというのが、担当課としては、何かそれで不当な取扱いとか、利益というのがない、しっかりと公平な運営をしていただけるようにというのは、より一層確認が必要だなとは思っています。同じ建物の中に事務室があるので、事務室と公民センターとしての収入のやり取りとか、さっきおっしゃっていた会議室の貸し借りの部分というのは、指定管理者だからといって、何か有利な対応をしていないかどうかというのは、モニタリング、年間評価の中で丁寧に確認しながら、そういったことがないようにしていくという形にはなると考えています。

そもそも不適格かといいますと、そのようには考えていないです。

●会長

私の会計の視点としては、もうちょっと監査を入れたほうがいいんじゃないかなというのはかなり感じていて。現状、先ほど発言されていましたけれども、モニタリングは、何回か前からA3のやつを出してもらっていますけれども、あれも、前から見るたびに思うのですけれども、ほぼ形骸化していますよね、あれ、多分。全部3段階の真ん中評価しかないじゃないですか。真ん中評価以外を見たことがないので、多分、ざっと見て、多分よしみたいなのでなっているというのがあると思うので。モニタリングはもうちょっと真剣に考え直したほうがいいと思います。モニタリングをしているという事実だけ

では、特に何も変わらないので。

特に、何年もやっているところからすると、モニタリングとはいはけれども、別に何も見られないからというので、結局なめられて終わるというのはよくあることなので、ちゃんとそこで判断して、結構厳しく突っ込まれるし、何なら割と、それを原因に落とされることもあるというようなことでつくっていかないと、実効性はないと思うのですよね、やっぱり。

特に、ほかの指定管理見ても、市外に広げたところで、1社しかないみたいなのもありましたし、そこで競争が働くから大丈夫というのが期待できないと考えると、基本的には監査というか、モニタリングでそこは正すしか、規律づけするしかないと思うのです。ので、そこは多分考えたほうがいいです。

あと、複数応募者がいたらいいかというのも、今回のケース見ると、結構私としては懐疑的で。例えば、今回のケースとかは、ほかの協議会と地元で連携しているというのがあったので、そこある種の、言い方は悪いですけれども、談合みたいなことをして、複数応募者がいないと成立しないらしいから、我々で、複数の協議会で応募という形はするけれども、内部的にもうちゃんと打合せは済んでいて、ここが一番有利になるように提案内容を、こつちはちょっと手を抜くみたいなことは幾らでも多分できるので、応募者が複数いたから競争されているかというのも微妙というのを考えると、やっぱりモニタリングというところで、独立した監視の体制はちゃんと確立しないと機能していかないのかなとは思います。

●市民活動支援課長

ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。特に財務面といいますか、そういったところについて、確認の観点というところを担当課も勉強したり、項目を見る観点というのを精査したりしながら、しっかりと評価を行えるような形を取っていく必要があると思います。

●○○委員

ちなみに、例えば社会福祉協議会もそうですし、シルバーもそうですし、今回の工場協議会もそうですけれども、事務所を公の施設の中に持っている、そういったような団体のときに、公の施設のいわゆる公施設の使用料、平米当たりの使用料単価みたいなもので使用料取るとか、そういったことというのは、事実上やっていないのですよね。そういうことというのは可能なのでですかね。

●市民活動支援課

今の御質問に関してなのですが、社会福祉協議会とまちづくり協議会と白井工業団地協議会から、行政財産の使用許可を行っているという状態になります。

光熱水費に関しましても、今、直営ですので、実費負担分だけ頂いています。また、機械警備が設置されているのですが、こちらも面積案分させていただいて、機械警備料も、

頂いています。指定管理に移行したら、行政財産使用料は今までどおり市が管理及び徴収するのですが、光熱費に関しましては、指定管理者の収入となります。

●会長

そういう意味では、指定管理するだけで、この光熱費は浮くということなのですよね。ここが払って、ここに返ってくるわけですから、そういうことなのですよね。そういう意味で、もうある種、利益相反が起きているのですよね。というのはありますよね。だから、利用料の中の光熱費の分だけ、収支計算書では有利に組めるわけじゃないですか。となつた時点で、幾らか忘れちゃいましたけれども、○○○ぐらい浮いているわけですから。というのがあるので、やっぱり公平性という観点では、よろしくはないのかなとは思います。

一応、審査は済みましたかね。

●○○委員

ずっと問題提起していますけれどもね。この期というか、この年度というか。どこかに吸い上げられて、建設的に議論される余地というのはあるのですか。というのは、要するに、ここだけのぼやきみたいで終わって、こっちは善処しますみたいな形で。

●○○委員

この審査会では、しょうがないでしょうね。だから、仕組みとして。

●○○委員

施設の仕組みとして。

●○○委員

そう。だから、市内要件を取つ払うかどうかというのを、そこが一番、まずは突破する上で。

●○○委員

現実的。

●○○委員

現実的でしょうね。絶対有利ですものね。その建物の中に所在している団体と、そういうじゃない団体と競ったときには。それでも勝ち上がってくる業者さんがいたら、それこそ指定管理のそもそもの仕組みにかなうというか、それを本当は、我々は目指さなくちゃいけないという。市の姿勢としても。

●○○委員

市内に本店、支店というふうに言いますけれども、市の公の施設の中に事務所を構えちゃっていれば、絶対的にそこはクリアじゃないですか。ほかのところは、新しく入ってくるのに、ほかの事務所をつくらなきゃいけないので。

例えば、もう入るのだから、そこを事務所にしていいよという前提条件があつて、もし指定管理が取れたら、この事務所使っていいよという前提条件でやるのだったら、ある程度の公平性があるでしょうね。けれども、やっぱり入りづらくなっちゃうところはつくっ

やっていますよね。

●事務局

それでは、採点票を回収します。委員氏名に漏れがないか、確認をお願いします。

これから事務局が集計を行いますので、15分間、休憩をお願いします。3時15分まで休憩にします。

(休憩)

●事務局

すみません。お待たせしました。それでは、集計結果がまとまりましたので、事務局から審査結果について御報告させていただきます。

一般社団法人白井工業団地協議会は、総合評価点数は478.5点で、15番の部分については33点ということですので、1人5点以上の25点を超えておりますので、合格となります。以上です。

●会長

ありがとうございました。

それでは、主な選定理由の決定を行っていきたいと思います。何か御意見ありますでしょうか。

売りとしては、地域に密着してずっとやってきた組織なので、地域のニーズというか、実情みたいなものは的確に捉えられるのかなというところはあります。例えば、地域に寄り添った活動を続けてきた団体であり、住民や利用者の要望を的確に捉えた利活用が期待できるみたいな感じですかね。利活用、運営ですかね。が、書きやすいですかね。

あとは、財務面で安定的な経営を続けている点ですかね。

●○○委員

今回、そのスタンスをどう捉えるかということが、結局、喉に引っかかったのが取れなくなっていて。つまり、工業団地協議会ということの実績を実績として見てあげるかどうかという、よくあるパターンが、更新のときって無理に働くじゃないですか。今回は更新ではないけれども、事実上の更新。そこをだから表現をしたほうがいいのか、しないほうがいいのかというのは、ちょっと悩んだりも自分はしていて。

最初の一つ一つというのは、確かにそのとおりだし。これがなかったら、どう評価したらいいのかなと思うと。

●会長

特に売りはないのですよね、ほかには。

●○○委員

運営をお任せするには、すごい十分な団体さんだとは、すごく思うのです。あそこのセ

ンターのこともよく分かっているし、やっぱり工業団地の中にあるというので、その工業団地との接点とかすごく、そこは大事なことだとは思うのですけれども。

●○○委員

そこ、淡々といきますか。

●○○委員

私が一番最初に聞いたところだと思うのです。要は、協議会は売りは何というところです。そこにいってあげるしかないのかなと思いますけれども。あそこで回答してもらったのは、いろいろな企業が集まった団体の協議会なので、各種技術のノウハウが施設の維持管理に役に立てさせることができる、そんな表現がいいのかなと思いますけれども。

●○○委員

イメージ的には、ずぶずぶになつたら困るなみたいな。

●○○委員

ずぶずぶというか、その相反すること、ここでこの表現に見えてはいけない。

●○○委員

そういうことじゃないです。どこまで我々が感情を入れて褒めてあげるかという。ただ、淡々と、こういうことが期待できますという程度でいいのかなと。

●○○委員

だとすれば、指定管理者としての経験値はないけれども、同じ建物に入っているわけですから、直営のやり方というのも見ているだろうし、メリット・デメリットも感じていたと思うので、それに対する改善点を十分に熟知した上で提案が行われるという。それを、同じ建物に入っていたということが、みんなにいいのか悪いのかは分からなかつたので言わなかつたのですけれども。

●会長

その辺はちょっと濁して、利用者目線での施設のメリット・デメリットを熟知した運営が期待できるみたいな言い方にすれば、ちょっと濁せばいいじゃないですかね。

●○○委員

利用者目線から施設のメリットというのは、文章としてよく分からぬのですけれども。この立ち位置が分かっている人は読めますけれども。利用者目線で、直営とは要するに、市営から、「わたくし」の私営。白井市の市ですね。直営というふうにしないほうが分かりやすいかな。で、「わたくし」の私。

●会長

ここに入っていることは、地元団体として施設の運営を長年見てきた経験から、メリット・デメリットを熟知した運営が期待できるみたいな言い方はどうですか。

●○○委員

ちょっと打ってみてもらっていいですか。

●会長

地元団体として、施設の運営を長年見てきた経験から、施設のメリット・デメリットを熟知した提案、運営が期待できると。

あとは、会員企業のノウハウが使えるというところを書きますかね。実際、使えるのですよね。

●○○委員

市内、会員、市内。どっちがいいでしょうね。

●会長

会員企業は、市外の企業は入っていないですよね、普通に考えれば。

●○○委員

商工会も兼ねるということで、工業団地協議会の会員企業だけではないと思います。なので、市内の企業・団体のほうがいいのかな。会員企業・団体。

●会長

それだと、市内の企業だけど、会員じゃない企業も含まれちゃうことになっちゃうので。

●○○委員

会員にしきましよう。

●会長

会員企業のノウハウを活用した運営が期待できる全部になっちゃった。取りあえず運営が期待できると、そういう書いてもらって。

「会員企業の多様なノウハウを」にしたほうがいいですかね。

●○○委員

そうすると、会員企業は何か有利なのか。そう読めたりしたから。

●会長

どのぐらい活用できるのかもよく分らないですね。そんなに協議会の要請で、運営にやってくれたりするのかというような実績。

●○○委員

例えば会員だから、値切らないで1万円でやるとか、会員じゃなければ、その仕事欲しいから8,000円でできるのにみたいな、そういうことを想像したのです。そしたら、言葉は悪いですけれども、適当にしかないのじゃないですか。もろ手を挙げて、ここを推薦というか、しているわけではなく、1社しかないし。

●会長

無難なのは、2番目の財務的に安定的な経営を続けているというところでお茶は濁せますね。財務的に安定した経営を続けている点。1個目と2個目と4個目で、3点は書けばしますが。

●○○委員

誤解を招くような表現が。

●○○委員

あと、モニタリングとか監査の必要性とかというのは、ここには入れる。

●会長

ここには入れてもしょうがないのじゃないですかね。ここに限った話じゃないですし。

●○○委員

ほかのところも含めて全体的に。

●○○委員

本当は誰かに知らしめたいという気持ちはありますよね。

●会長

そうですね。それが、ここで意味があるのかというのもありますし。こういう問題提起みたいなのは、今回のこれとは、ちょっと違いますけれども、どういうフローにのっとってやるのが効果的なんですかね。

その何か特段モニタリング厳しくしないと危ないようなところかというと、そうではないので。うーんというところなのです。

そもそもどっちかというと、ここがというよりは、指定管理制度そのものに対する意見なので。それがどういうフローになるのかが。

取りあえず、今回の選定理由は、この三つで概ね、1個目と三つ目が同じようなこと言っているような気がしますが。どうでしょう。まず、これでいいですかね。

●事務局

今日でこの委員さん終わりなので、一応、答申案の決定ということで、今、様式、体裁だけ整えて、見ていただきます。

答申案の様式に移らせていただきまして、一応これで決定、今日付の答申としたいと思っておりまして、2ページ目が、サービス等の評価点数が最低基準の375点を上回っており、利用者のニーズに基づいたサービスの向上が期待できること。

もう一点が、経営状況に関する評価点数が25点を上回っており、健全であることで選定しますという内容で、総合評価点数が478.5点で、3ページ目に主な選定理由として、先ほど委員の皆様に提案いただいた3点。

読み上げます。地域に寄り添って活動してきた団体であり、住民や利用者の要望を的確に捉えた運営が期待できる。

2点目として、財政的に安定した経営を続けている。

3点目として、地元団体として施設の運営を長年見てきた経験から、施設のメリット・デメリットを熟知した運営ができるの3点で、選定理由ということで書かせていただきました。大丈夫ですか。

●○○委員

1点目と3点目、同じようなことは言っていますね。

●事務局

どっちかにします。2点でも別に大丈夫だと思うのですが。どちらか。

●会長

ある意味、ほかに言うことがなかったのだなという感じはありますし、いいかなとも思います。どうですかね、皆さん。これでお願いします。

以上、3点を選定理由とした上で、答申として決定したいと思います。

それでは、議題2、白井公民センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、候補者及び答申が決定いたしましたので、議題2を終了いたします。

では、次第に従いまして、4、その他、事務局から何かありますか。

●事務局

御審議ありがとうございました。公民センターの指定管理者の選定については、本日付で答申いただくことといたします。

公民センターの選定スケジュールは、10月に答申を基に市の決定。11月下旬、12月議会に議案上程。12月中旬に議決。1月から3月、協定書の協議締結。令和7年4月1日から指定期間の開始というスケジュールになります。後日、会議録の確認をお願いすることになりますので、お願いいたします。

委員の皆様の任期は10月4日まででございますが、実質は、今日の審査で任期を全うしていただいたことになります。寺嶋会長におかれましては、来期も継続してやっていただけるということで、引き続きよろしくお願ひいたします。

委員の皆様からいろいろな御意見、御提案を頂きましたので、今後の指定管理者選定審査会の運営に生かしていきたいと思います。事務局として至らない点が多々あったこと、申し訳ありませんでした。委員の皆様方、3年間、どうもありがとうございました。

事務局からは以上です。

●会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第6回白井市指定管理者選定審査会を閉会といたします。お疲れさまでした。